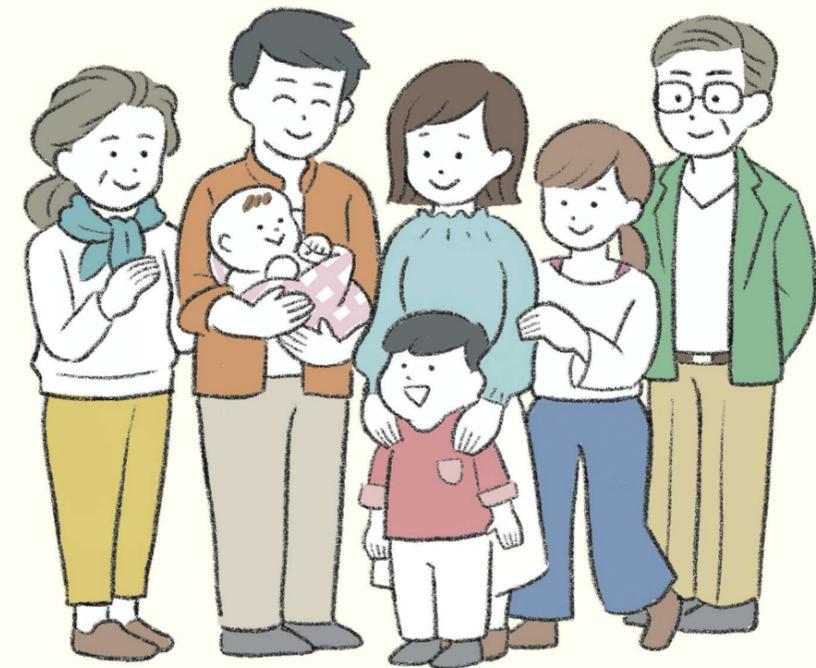


笠岡市

子ども・子育て
支援事業計画

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度



計画の概要

近年の少子化・高齢化の急速な進行に伴い、核家族化や地域のつながりの希薄化などを背景とした子育てへの不安感や孤立感を抱える保護者の増加など、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、国では子育て支援の充実や子どもまんなか社会の実現に向け、様々な取組が行われています。

笠岡市においても、すべてのこどもの育ちと子育て中の保護者を支援するため、安心してこどもを生み育てられるまちの実現に向けて、社会状況の変化やこども本人の希望、保護者のニーズに対応しながら計画的に子育てに関する施策を推進するための「第3期笠岡市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

令和7年3月
笠岡市

計画の推進

◆ 市民や関係団体等との連携・協働

子育てを社会全体で支援していくためには、市民や行政、教育・保育関係者、子育て関係団体など、地域社会全体で連携することが求められます。本計画の推進に当たっては、関係団体・関係機関等との連携や情報の共有化を図ります。また、家庭・地域・学校園等・事業者・行政等は、協働して施策を推進します。

◆ 国・県との連携・働きかけ

計画の取組には、国、県及び周辺の市町との連携を強化します。働き方の見直しや仕事と生活が調和する社会（ワーク・ライフ・バランス）の実現など社会全体で推進する必要性を発信し、国や岡山県への働きかけに努めます。

◆ 計画の進捗状況の管理・評価

本計画の内容は、ホームページ等で周知し、進捗状況についても毎年公表します。PDCA サイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の推進に努め、利用者の視点に立って点検・評価し、施策の改善につなげます。

子ども
まんなか

笠岡市は、子どもたちのために何がもっともよいことかを常に考え、子どもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するという、こども家庭庁の「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、「こどもまんなか応援サポーター」として取り組むことを、令和6年8月に宣言しました。

第3期笠岡市子ども・子育て支援事業計画
【概要版】発行年月日：令和7年3月
発行：笠岡市 子育て支援課
〒714-8601 岡山県笠岡市中央町1番地の1
TEL:0865-69-2132 FAX:0865-69-2561

計画の対象

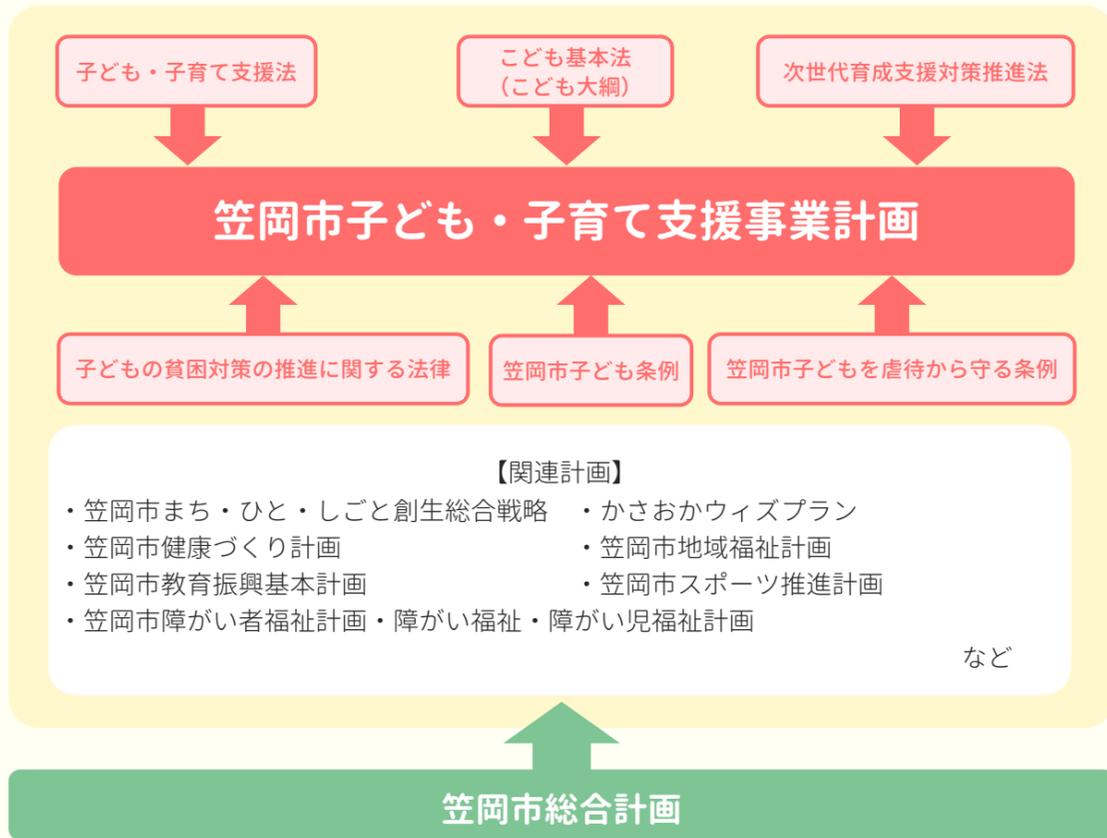
本計画の対象は、市内のすべての子ども（妊娠期を含む）とその家族、地域住民、事業者、行政及び子育てに関する個人や団体等とします。「子ども」とは、おおむね、18歳未満の子ども（妊娠期含む）としますが、施策の内容に応じ、子ども基本法第2条第1項に基づき、心身の発達の過程にある者を対象とし、一部事業については妊産婦を対象とするなど、必要に応じて柔軟に対応します。



計画の位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に沿って策定するものです。

また、この計画は、本市のまちづくりの基本となる「第7次笠岡市総合計画」との整合性を保ちながら、本市の関連計画との連携を図るものです。

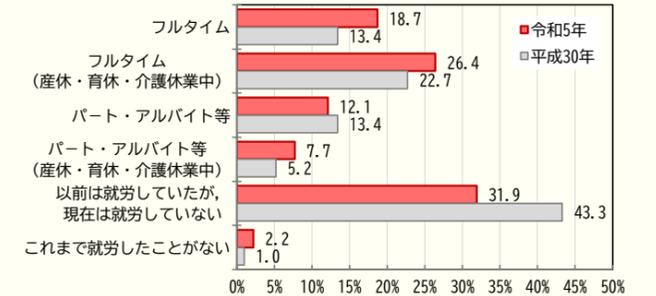


笠岡市の子育てを取り巻く現状と課題

子どもが健やかに育つ環境づくり

- ★ フルタイムで働く母親の増加に伴い、保育サービスのニーズが高まっている
☞ 保育サービスの量・質ともに充実を図ることが重要
- ★ 子ども条例の認知度に変化が見られない
☞ 子どもの権利を尊重する意識の醸成に向けて、さらなる周知に取り組む必要あり

◆0歳児の母親の就労状況【経年比較】



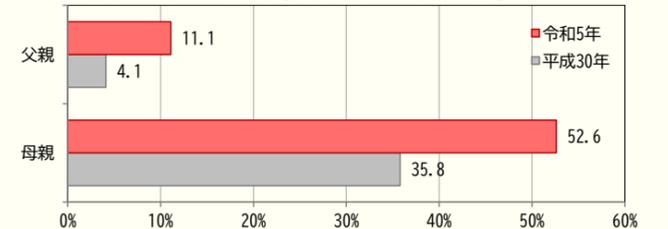
子と親に対する支援体制づくり

- ★ 妊娠期から乳幼児期にかけては、ライフステージの変化も大きく、悩みや不安を抱えやすい
☞ 子ども家庭センターを中心とした包括的な支援体制を構築することが重要
- ★ 情報収集の際、インターネットやSNSを活用する割合が高い
☞ 子育て家庭に有益な情報が届けられるようニーズに応じた媒体での情報発信を充実させることが重要
- ★ 貧困が疑われる世帯では、日用品や子どものための物品等が十分でない傾向がみられる
☞ 各家庭の状況に応じた生活支援や就労支援など、様々な支援が適切に行われるよう取り組む必要あり
- ★ 「家庭教育に関する学級・講座」に対するニーズが高い
☞ 親育ち応援学習プログラムやペアレント・トレーニングなど、保護者のニーズも踏まえながら検討し、参加を促すことが重要

地域全体で子育てを応援するまちづくり

- ★ 地域ぐるみの支援が求められる一方で、地域と関わる機会は減少傾向
☞ 地域と子育て家庭の関係づくりに向けた支援や、地域参加の難しい子育て家庭に対する支援を強化する必要あり
- ★ 育児休業の取得状況について、父親の取得率は母親と比較して低い
☞ 企業への意識啓発や活用できる制度に関する情報提供などの働きかけを通じ、働きながら安心して子育てが続けられる環境づくりを進めることが重要

◆育児休業を取得した割合【父親母親別・経年比較】



計画の基本理念

子どもは社会の未来です ～地域で支え 子どもと親がともに育つ 心ふれあうまち笠岡～



計画の基本的な視点

基本理念に沿った子ども・子育て支援施策を推進するための基本的な視点を定めます。

基本的な視点1 すべての子どもの成長を支える切れ目のない支援

家庭環境や障がいの有無に関わらず、すべての子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、生まれる前から幼児期、学童期、思春期をはじめとし、心身の発達過程にある者に対し、切れ目のない支援に取り組みます。

基本的な視点2 安心して子育てをするための家庭への支援

家庭で安心して子育てができるよう、サービスの充実等に取り組むとともに、親の悩みや不安の解消に向けた相談支援や子育て力の向上に向けた取組を推進します。

また、ひとり親や外国人親子など、支援を必要とする家庭においても安心して子育てができるよう、支援の充実を図ります。

基本的な視点3 みんなで子どもと親を見守り、支え合う地域社会の構築

子どもや子育てが地域と関わる機会をつくるとともに、子育て家庭、行政、教育機関、市民、企業・事業者、その他の様々な活動団体が協力し合い、地域が一体となって子どもの健やかな成長を支える環境をつくります。

施策体系

子どもは社会の未来です
地域で支え 子どもと親がともに育つ
心ふれあうまち笠岡

【基本的な視点】

1
すべての子どもの
成長を支える
切れ目のない支援

2
安心して子育てを
するための家庭への
支援

3
みんなで子どもと
親を見守り、
支え合う地域社会の
構築

【基本目標】

- ① 幼児期の教育・保育
及び子どもの
教育環境の充実
- ② こどもの健やかな
成長への支援の充実
- ③ 生まれる前からの
切れ目のない支援

- ④ 支援サービス及び
情報提供の充実
- ⑤ 支援を必要とする
家庭への支援
- ⑥ 親の子育て力の向上

- ⑦ 子育てを支援する
地域社会づくりの
推進
- ⑧ 仕事と家庭の両立
支援の推進

【施策の柱】

- 教育・保育の場の確保
- 教育・保育の質の確保
- 通学・通園への支援
- 思春期保健対策の推進
- 子どもを取り巻く環境の整備
- 児童虐待の予防、早期発見、再発防止対策の充実
- こどもの貧困対策の推進
- 障がいがある子どもへの支援の充実
- 不登校及びひきこもり等対策の推進
- 保健・医療体制の充実
- 健康診査・訪問指導等の実施
- 健康教育・相談の推進
- 子育て支援サービスの充実
- 情報提供体制の充実
- 相談支援体制の充実
- 経済的支援の充実
- ひとり親家庭への自立支援
- 外国人親子に対する支援の充実
- 親育ちの支援
- 次代の親の育成支援
- 家庭や地域の教育力の向上
- 地域子育て支援ネットワークづくり
- 地域活動・仲間づくりの場の確保
- ボランティア人材の確保
- 子どもまんなか社会の実現に向けた機運醸成
- ワーク・ライフ・バランスの推進
- 男女がともに担う子育ての推進

教育・保育の提供及び地域 子ども・子育て支援事業の一覧

認定こども園等

保護者ニーズの多様化、共働き世帯の増加等に伴う社会情勢の変化や国の動向に注視し、保育及び幼児教育にふさわしい供給体制を整えます。



利用者支援事業

育児・保育に精通した専門職員を子育て支援課等の窓口配置し、各種子育て支援サービスの情報提供や、必要に応じ相談・助言等を行い、適切なサービスの利用につなげます。



時間外保育事業（延長保育事業）

通常の保育時間終了後、希望する保護者を対象に約1時間延長して児童を預かり、保育を行います。



実費徴収に係る補足給付を行う事業

笠岡市から認定を受けたこどもが、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園において、副食の提供を受けた場合に、その保護者に対し副食費を給付します。



放課後児童健全育成事業

授業の終了後、昼間に保護者がいない家庭の小学生を対象に、小学校の空き教室などで預かりを行い、適切な遊びや生活の場を提供します。



子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病その他の理由により家庭において養育することが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において一時的な養育を行います。



乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児及び保護者の心身の状況や養育環境の把握を行うとともに、子育てについての相談、情報提供、助言等の援助を行います。



養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した養育に支援が必要な家庭を保健師が訪問し、子育てについての相談、情報提供、助言等の援助を行います。



地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が気軽に集まり相互の交流を行う場所を開設し、専門職員が子育てについての相談、情報提供、助言等の援助を行います。



一時預かり事業（一般型）

未就園の乳幼児を対象に家庭での保育が一時的に困難になった場合に認定こども園等で一時的に預かります。



一時預かり事業（幼稚園型）

通常の教育時間終了後に在籍園児等を対象に、家庭での保育が一時的に困難になった場合に認定こども園等で一時的に預かります。



病児・病後児保育事業

こどもが病気の治療中や回復期にあり、集団保育や保護者による保育が困難な場合に、適切に対応できる施設で保育を行います。



子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

地域で子育てを応援してほしい人と応援したい人が会員登録し、こどもの預かりや保育施設等までの送迎などを行います。



妊婦健康診査事業

赤ちゃんが順調に育っているか、母体に負担がかかっているかなどを確認するため、公費負担により医療機関において定期的な健診を行います。



乳児等通園支援事業

認定こども園等に通所していない0歳6か月～2歳の未就園児を対象に、月一定時間の範囲で就労要件を問わず柔軟に認定こども園等を利用できる事業です。



産後ケア事業

産後1年未満の母親と乳児に対して、産後も安心して子育てができるよう、心身のケアや育児のサポート等を行います。

